第三次 防府市地域福祉計画・防府市地域福祉活動計画【令和３年度～令和７年度】 取り組み状況評価まとめ

資料③-１

基本目標	活動目標	実施目標	実施目標計画No.	実施目標計画	評価 R3総合 取組	R3総合 達成	R3総合 必要	R4総合 取組	R4総合 達成	R4総合 必要	R5総合 取組	R5総合 達成	R5総合 必要	R6総合 取組	R6総合 達成	R6総合 必要	R7総合 取組	R7総合 達成	R7総合 必要	計画年度総合	評価の理由	
Ⅰ 地域福祉を支えるひとづくり	1 福祉意識の醸成	（１）福祉教育の推進	1	福祉教育や福祉体験等によるボランティア学習等の実施	A			A			A			A			A			A		福祉教育や福祉体験等によるボランティア学習については、5年間を通して実施校数や地域の参加者人数を増やし、（R2実績：８校、地域の参加者87人→R7実績：13校15回、地域の参加者160人）地域との交流をとおした福祉教育を充実させることができた。こうした取組を通じ、子どもたちの福祉への理解と地域とのつながりを育み、地域社会の一員である意識を醸成できたと考えるため、評価をAとしている。
					A	A	A	A	B	A	A	B	A	A	B	A	A	B	A			
		（２）福祉活動への参加促進	2	福祉活動参加への啓発となる地域福祉に関する情報提供や講座の実施	B			B			B			B			B			B	福祉活動参加への啓発となる地域福祉に関する情報提供や学びの場として、市職員を講師として派遣する出前講座（R2実績：6講座9回236人⇒ R7実績：6講座21回472人）や、福祉の輪づくり運動に向けた研修会（R3実績：7回327人→R7実績15回681人）を実施するなど、地域福祉について学ぶ機会を着実に拡大することで、多くの住民に対し地域福祉の意識の高揚を図り、活動参加の促進ができたと考えられるため、評価をBとしている。	
					B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B			
		（３）ユニバーサルデザインとバリアフリーの普及啓発	3	公共施設・設備のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化及び「心バリアフリー」の推進	B			B			B			B			B			B	学校ではスロープ、バリアフリートイレ、手すり等の整備を進め、令和7年度には市内全ての小中学校においてトイレの洋式化改修が完了。その他、市庁舎や公民館、市営住宅等の公共施設の改修・改築時には、バリアフリー法に基づき手すり、スロープ、エレベーター、多目的トイレ等のバリアフリー設備の設置や、ユニバーサルデザインの採用を順次進めた。併せて、障害者等専用駐車場利用制度や、ヘルプマーク、サポートマークの普及促進を通して心のバリアフリーを推進し、誰もが生活しやすい生活環境の整備に繋げられたと考えられるため、評価をBとしている。	
					B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B			
	2 福祉の人材育成の推進	（１）地域福祉活動の人材発掘と養成	4	地域の研修会や地域福祉推進セミナーの開催を通した地域福祉活動の担い手の育成	B			B			B			B			B			B	地域の複合的な問題に対する取り組みを学習し、地域共生社会を目指し『丸ごと』取り組めるよう、福祉の輪づくり運動に向けた研修会（R3実績：7回327人→R7実績15回681人）をほぼ毎年度開催した。また開催に当たっては企業ボランティアや専門機関、生活関連事業所からの参加も募り、多様な主体が地域福祉について学ぶ機会を確保した。地域における福祉を担う人材の養成や裾野の拡大ができたと考えられるため、評価をBとしている。	
					B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B			
		（２）地域福祉の担い手の活動支援	5	地域で活動する民生委員・児童委員や福祉員、友愛訪問グループ員等の活動の周知と支援	B			B			B			B			B			B	地域福祉の担い手である各地区社協に対しては福祉の輪づくり運動に向けた研修会を開催、民生委員児童委員に対しては各階層や経験年数に応じた研修の実施・定例会での情報共有・チラシ配布等の広報を通した地域への理解促進等により、活動体制を強化し、円滑な活動の資となるよう支援を行うことができたため、評価をBとしている。	
					B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B			
		（３）福祉サービス提供者の育成	6	福祉サービス提供者の育成のための研修会や情報交換会の実施	B			B			B			B			B			B	障害福祉、高齢者福祉、医療・介護連携、虐待防止等、福祉サービス従事者の専門性向上に繋がる研修を、5年間を通じて継続して実施することにより、多職種連携や専門的支援に必要な知識・意識の向上に繋げることができたため、評価をBとしている。	
					B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B			
	3 ボランティア養成と活動の推進	（１）ボランティアに対する関心の拡大	7	ボランティア活動に関する広報の実施	B			B			B			B			B			B	様々なボランティア団体・個人に関する紹介やボランティア情報について、市、市社協、市民活動支援センターが協働で発行するボランティア・協働情報誌「まなぼら」（年4回）による広報のほか、この計画期間中にインスタグラム等のSNSを開始するなど情報発信手段を広げ、ボランティアへの関心高揚、参加気運醸成に繋げることができたため、評価をBとしている。	
					B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B			
		（２）ボランティアセンターの整備・拡充	8	ボランティア活動をしたい市民と市民活動団体等とのマッチングの実施	B			B			B			B			B			B	ボランティア募集に関する情報提供をはじめとしたボランティア活動の参加促進を行ったことにより、ボランティアセンター登録者数が増加し（R3実績：1,294人→R7年実績1,347人）、また市民活動ボランティアマッチングによる活動件数も拡大（R3実績：74回→R7年実績：81回）するなど、市民のボランティア活動参加機会の創出に繋げることができたため、評価をBとしている。	
					B	C	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B			
		（３）ボランティアの養成・活動支援	9	ボランティア養成講座の開催と活動支援	B			B			B			B			B			B	音訳、手話、点訳、傾聴、ボランティア入門等、様々な分野の養成講座や体験事業を継続的に実施（5年間で延べ2,600人以上が参加）し、市民がボランティア活動を始めるきっかけづくりを進めた。学習機会の提供と活動への参加支援を一体的に進めることで、講座参加者が奉仕員登録やボランティア団体へ加入するなど、学習から実践への移行も図ることができたため、評価をBとしている。	
					B	C	B	B	B	A	B	B	A	B	B	A	B	B	A			

基本目標	活動目標	実施目標	実施目標計画No.	実施目標計画	評価 R3総合 取組	R3総合 達成	R3総合 必要	R4総合 取組	R4総合 達成	R4総合 必要	R5総合 取組	R5総合 達成	R5総合 必要	R6総合 取組	R6総合 達成	R6総合 必要	R7総合 取組	R7総合 達成	R7総合 必要	計画年度総合	評価の理由
Ⅱ 地域福祉を推進するための環境づくり	1 社会資源の見直しと活用	（1）公共施設等の活用	10	地域住民の集いの場としての公民館等公共施設の活用促進	B			B			B			B			B			B	学校施設26校、公民館15か所、福祉センター4か所、老人憩いの家15か所等を地域住民の活動や交流の場として開放し、活用を促すことにより、気軽に集まれる場として地域の交流機会を確保することができたため、評価をBとしている。
					B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B		
		（2）当事者団体への支援	11	当事者団体の活動の広報及び助成支援	B			B			B			B			B			B	障害者、認知症の方の家族をはじめとする当事者団体について、パンフレット等による周知を行い、地域への理解を深めるとともに相談者への紹介に繋げた。また、補助金の交付等により活動を継続的に支援したり、令和7年度には市老連の活性化支援で実施するスポーツ大会を再開し435人が参加するなど、当事者・関係団体の活動と交流の促進を図ることができたため、評価をBとしている。
					B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B		
		（3）既存の制度や人材・団体等の活用	12	企業及び社会福祉法人の社会貢献への支援	B			B			B			B			B			B	社会福祉法人地域公益活動推進協議会を令和3年3月に発足し、現在13法人が加入。パンフレット作成による情報共有のほか防災対策研修会を実施した。また、企業ボランティア活動促進モデル事業所の指定推薦を継続して行い、企業ボランティアを地域福祉推進セミナーへの参加にも繋げるなど（再掲）、企業や社会福祉法人が持つ人材や資源を地域福祉に生かす取組を進め、地域全体で支え合う体制づくりの一助となったため、評価をBとしている。
					B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B		
	2 地域交流の促進と拠点づくり	（1）交流の拠点づくり	13	地域交流の拠点づくりの支援と整備	B			B			B			B			B			B	ふれあい・いきいきサロンや通いの場をはじめとする地域の交流拠点について、開設や運営に関する相談、情報提供、活動支援を継続して行った。コロナ禍により活動が制限された時期にも地域のつながりの維持を支援し、サロン数は令和3年度の121から令和7年度には137まで増加、令和6年度には市内全15地区に地域の居場所が整備されるなど、住民主体の交流・通いの場を広げることができたため、評価をBとしている。
					B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B		
		（2）世代間交流の促進	14	学校や保育所等での世代間交流の実施	B			B			B			B			B			B	三世代交流事業はコロナ禍による中断から再開し、高齢者を中心に年間120回以上開催するまでに発展した。地域連携教育においては、学校・地域連携カリキュラムの見直しや学校運営協議会での継続的な情報共有を通じ、地域の人材を活用した授業を実施した。これらの取組により、多様な世代の地域住民が継続的に交流する機会を確保でき、世代間交流の促進と相互理解に繋がったことから、評価をBとしている。
					B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B		
	3 包括的支援体制の整備	（1）包括的支援体制の構築	15	総合的な相談支援体制づくりに向けた調整と整備	B			B			B			B			B			B	CSW（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）は、制度の狭間や複合的な課題を抱える相談に対し、関係機関と連携しながら5年間で延べ2,395件対応した。また、分野横断的な相談の入口となる市福祉総合相談窓口について、試行運用期間を経て新庁舎供用開始の令和7年から本格運用を開始し、651件の相談に対応した。地域における包括的な支援体制の構築に向け、地域の個別課題や制度の狭間の課題を把握して関係機関につなぐ相談支援体制を着実に整備できたことから、評価をBとしている。
					B	B	B	B	B	B	B	B	A	B	B	A	B	B	A		
		（2）相談支援事業の啓発と推進	16	福祉相談窓口の周知と利用促進	B			B			B			B			B			B	市広報、社協だより、ホームページ、ラジオ、リーフレットなど、多様な媒体を活用して相談窓口の周知を図るとともに、福祉総合相談窓口については、ケアマネ協議会や医療機関への訪問による周知を行うなど、支援関係者への働きかけも積極的に進めた。市無料法律相談では5年間で1,336件、社協福祉総合相談では同期間で1,474件の相談に繋げることができ、相談窓口の認知度と利用機会が確保され、市民が抱える生活上の困りごとを適切な支援へと繋げられたことから、評価をBとしている。
					B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B		
		（3）相談関係機関との連携	17	相談業務に関する情報交換会や事例検討会等の実施と相談関係機関の連携強化	B			B			B			B			B			B	高齢、障害、子育て、生活困窮等の各分野において、地域ケア会議、ネットワーク会議、協議会等を継続的に開催し、関係機関間において個別事例の検討や情報共有を進めた。令和6年度からは福祉総合相談会議を新たに開催し、令和7年度には自立相談支援調整会議への参加機関を拡大するなど、分野横断的な連携も進展させた。複雑化・複合化する課題に対し、既存の会議体を活用しつつ、ケースを単独の機関だけで抱え込まないよう多機関で支援する仕組みを強化することで、効果的な相談業務に繋がったことから、評価をBとしている。
					B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B		
		（4）相談従事者の資質向上	18	相談従事者の資質向上のための研修会への参加	B			B			B			B			B			B	相談支援に従事する職員等の専門性向上を目指し、高齢、障害、子育て等、各分野における研修を継続的に実施した。相談支援に必要な専門知識と実践的な対応能力が強化され、地域における包括的支援体制を担う人材の育成に繋げることができたことから、評価をBとしている。
					B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B		
		（5）地域の生活課題や住民の個別課題の把握	19	地域の生活課題や住民の個別課題の把握を通した小地域福祉活動計画の見直し	B			B			B			B			B			B	地区社会福祉協議会や地区民生委員児童委員協議会による会議・研修会への参加や、地域の生活課題や社会資源の把握に努めた。 加えて、CSWによる相談対応は5年間で2,395件に上り、地域の個別課題を把握する機会となった。また、令和6年度には地域の生活課題と解決策を議論する地区座談会を市内4か所で開催し、多様な意見を集約することで、地域の課題を明確化することができた。これらの取り組みにより、地域住民の具体的な声や個別課題を多角的に把握し、地域福祉の活動の見直しに必要な情報と住民参画の機会を確保できたことから、評価をBとする。
					B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B		
		（6）地域の生活課題や住民の個別課題の解決	20	地域とコミュニティソーシャルワーカーの協働体制づくりに向けた調整と整備	B			B			B			B			B			B	CSWが地区の福祉会議への参加などアウトリーチ活動を通して地域課題の把握に努めるとともに、行政、地域包括支援センター、民生委員児童委員等と連携して、課題解決への支援を行った。また、令和２年に設立された「幸せます防府市こども食堂ネットワーク協議会」では事務局として、地域資源を堀り起こし、各こども食堂の安定的かつ継続的な運営及び開設を支援した（Ｒ３年度：開催団体12団体、サポーター15会員→Ｒ７年度：登録団体15団体、サポーター16会員）。地域住民と専門職が協働した取組を広げることで、地域の生活課題や個別課題の解決の実現に繋がるなど、地域課題解決体制の構築に向けた着実な進展が確認できたことから、評価をBとしている。
					B	B	B	A	B	B	A	B	B	A	B	B	A	B	B		

基本目標	活動目標	実施目標	実施目標計画No.	実施目標計画	評価 R3総合 取組	達成	必要	R4総合 取組	達成	必要	R5総合 取組	達成	必要	R6総合 取組	達成	必要	R7総合 取組	達成	必要	計画年度総合	評価の理由
Ⅱ 地域福祉を推進するための環境づくり	4 福祉サービス利用者の保護と支援	（1）権利擁護体制の充実と成年後見制度の利用促進	21	権利擁護にかかる制度の周知及び「防府市成年後見センター」の体制整備	B			B			B			B			B			B	令和3年度に防府市成年後見センターを開設し、広報紙、ホームページ、チラシ、各種研修・講座等を通じて周知を継続的に行い、成年後見制度の利用促進を図った。また運営協議会の開催に加え、関係機関や法律実務家等との支援方針会議を定期的に開催し、受任調整検討を行うなど、権利擁護支援の体制を整備した（R7年度実績：支援方針会議9回、検討件数28件、法人成年後見受任件数6件）。福祉サービス利用者の保護と支援における権利擁護体制の充実に繋げられたことから、評価をBとしている。
					B	C	B	B	C	B	B	C	B	B	C	B	B	C	B		
		（2）虐待防止体制の強化	22	虐待相談窓口の周知と関係機関の連携強化	B			B			B			B			B			B	高齢者、障害者、児童、DV等の虐待相談窓口について、ホームページ、広報紙、リーフレット、ラジオ、啓発イベント等を活用して継続的に周知活動を実施した。また、各分野の連携会議等を継続開催し、関係機関との情報共有やケース対応を進めた。令和7年度には福祉総合相談窓口も相談先として加わり、相談支援の入口が拡充した。これらの取り組みを通じて、虐待の早期把握・早期対応を支える体制を強化できたことから、評価をBとしている。
					B	C	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B		
		（3）差別解消の取組の推進	23	防府市人権推進指針及び障害者差別解消法に基づく人権尊重意識の啓発	B			B			B			B			B			B	人権尊重意識を啓発し、各種差別の解消を促進するため、ホームページやリーフレットによる周知に加え、人権学習セミナーや講演会の開催、発達障害への理解促進等、多様な啓発活動を継続して実施した。特に令和7年度には、市民セミナーに530人、講演会に412人が参加するなど、啓発機会を拡大させた。また、令和4年度には「障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例」を制定し、その趣旨や内容についても積極的に周知を図った。これらの取り組みを通じて、市民が様々な人権課題や障害特性について理解を深める機会を拡充することができ、差別解消と人権尊重の推進に繋げられたことから、評価をBとしている。
					B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B		
		（4）個人情報の保護	24	個人情報の適切な取り扱いにかかる周知	B			B			B			B			B			B	民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、母子保健推進員、要保護児童対策地域協議会等、地域福祉活動の主要な担い手や関係機関に対し、研修や会議等を通じて、個人情報の適切な取扱いや守秘義務について継続的に周知した。 地域福祉活動において情報共有の必要性が高まる中、5年間を通じて、福祉活動に必要な情報を関係者間で適切に取り扱うための共通理解と意識づくりを進めることができたため、評価をBとしている。
					B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B		
		（5）苦情相談の対応	25	苦情相談への適切な対応の実施	B			B			B			B			B			B	苦情相談について、担当者間及び関係部署で情報共有を行い、内容や原因を検証した上で事務改善や関係機関との協議を進めた。併せて接遇研修への参加等により職員の対応力向上を図った。5年間を通じて、組織的な対応と業務改善の取組が継続されており、再発防止と問題解決に組織的に取り組んだことから、評価をBとしている。
					B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B		
	5 安全・安心を守る活動の推進	（1）避難行動要支援者の避難支援等の体制づくり	26	避難行動要支援者の把握・情報管理や提供	C			C			C			C			B			C	避難行動要支援者に関する地域での支え合いの基盤整備に向け、避難行動要支援者名簿情報の提供制度について広報・ホームページ等による周知を実施すると並行して、情報提供に関する協定締結を進め、5年間で163自治会（全自治会の64%）と協定を締結した。また、令和6年度からは個別避難計画の作成を開始し、2年間で300件の作成を完了するなど、要支援者の把握から地域への情報提供、個別避難計画の作成まで、安全・安心を地域で支える一連の取組を進展させた。ただし、情報提供協定の締結においては、毎年度設定された目標数への到達が見送られ、個別避難計画の作成についても当初の計画に比べて進捗が遅延していることから、評価はCとなっている。
					D	D	B	D	D	B	C	C	B	C	C	B	B	B	A		
		（2）安全・安心な地域づくりの推進	27	交通安全や防犯等の活動支援	B			B			B			B			B			B	スクールガードリーダーによる全小・中学校の巡回、防犯ブザーの配布、青少年育成センター等による巡視活動など、地域・学校・関係機関が連携した安全確保の取組を継続した。子ども110番の家は令和3年度491か所から令和7年度526か所へ増加し、地域の見守り体制を拡充した。また、令和4年から消費者被害防止ネットワーク連絡協議会を設置し、関係機関と連携しながら高齢者等の消費者被害防止にも継続して取り組んだ。地域ぐるみで子どもや高齢者等の安全・安心を守る活動を推進できたことから、評価をBとしている。
					B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B		

基本目標	活動目標	実施目標	実施目標計画No.	実施目標計画	評価 R3総合 取組	達成	必要	R4総合 取組	達成	必要	R5総合 取組	達成	必要	R6総合 取組	達成	必要	R7総合 取組	達成	必要	計画年度総合	評価の理由
Ⅲ 誰もが安心して利用できる地域福祉のしくみづくり	1 支え合いのネットワークの拡充	（１）社会福祉協議会の基盤強化	28	防府市地域福祉計画・防府市地域福祉活動計画に基づいた事業推進のための人材育成と他団体との連携強化	B			B			B			B			B			B	市では、地域福祉活動の中心的な存在である市社協に対する助成等を通じて地域福祉活動を支援した。市社協では、地区社協が各地域の課題に応じた研修会を開催できるよう支援を行い、5年間で計173回開催、延べ約1万人が参加した。併せて、市社協職員やCSWを対象とした専門研修等にも継続的に参加し、専門職の人材育成にも注力した。地域福祉活動を支える人材の育成が地域福祉の基盤強化に繋がったことから、評価をBとしている。
					B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B		
		（２）地域での連携の促進	29	自治会単位の福祉活動の支援	B			B			B			B			B			B	地区社協主催研修や市自治会連合会代議員会、情報共有アプリ「結いネット」等により、福祉サービスに関する情報周知を自治会へ継続して行った。また、令和5年度から「がんばる地域応援事業」を試行開始し、防災・防犯活動や独居高齢者の生活支援等、地域の課題解決に取り組む自治会等に補助金交付により支援を行った。これらの取り組みにより、地域福祉実践の核である自治会を基盤とした支え合いネットワークの強化に繋げられたため、評価をBとしている。
					B	C	B	B	C	B	B	C	B	B	C	B	B	B	B		
	2 福祉情報の発信	（１）情報提供の充実	30	各種事業の情報提供の充実	B			B			B			B			B			B	広報誌やメールサービス、ホームページ等による情報発信を継続しつつ、市では、令和4年度に母子手帳アプリ「母子モ」導入により子育て支援に関する情報発信を強化、令和7年度には市公式LINEをリニューアル。社協では、令和4年度にホームページを全面リニューアルし、令和5年度には活動報告等の更新を増加、令和6年度には相談予約フォーム開設、令和7年度にはSNS（Instagram、Facebook）開設等を行った。5年間で情報発信方法の多様化や体制強化を行い、市民が必要な福祉情報にアクセスしやすい環境を整えられたことから、評価をBとしている。
					B	C	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B		
	3 多様なニーズに対するサービスの提供	（１）福祉ニーズの把握	31	研修会、座談会、アンケート等の実施による福祉ニーズの把握	B			B			B			B			B			B	地区社協・地区民協の定例会参加やCSWのアウトリーチによる福祉ニーズの把握を継続しつつ、令和3年度には福祉員・友愛訪問員へのアンケート実施により活動実態の把握、令和4～5年度には大道地区全世帯対象アンケートにより大道地区社協の有償サービス事業支援活動が拡充した。令和6年度には、把握した地域課題を企業ボランティア等と共有したことによる全地区でのサロン開設、令和7年度には向島地区で社会福祉法人による有償サービス事業開始に繋がるなど、地域の声を具体的な支援・サービスとして実現し、助け合いの輪を広げることができたため、評価をBとしている。
					B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B		
		（２）連携・協働による福祉サービスの提供	32	地域における福祉サービス提供者と関係機関の連携・協働による福祉サービスの提供	B			B			B			B			B			B	ひとり暮らし高齢者等を対象に、緊急通報装置の無料貸与による安否確認体制、電話回線の貸与による孤立防止対策を図った。なお、緊急通報装置申請には民生委員による生活状況把握を組み込んでおり、見守りが継続する仕組みとしている。令和7年度には熱中症注意喚起のための訪問を行うなど、時代に応じた対象者の安全確保対策を充実させた。市、福祉サービス提供者、関係機関等が協働し、ひとり暮らし高齢者等が安心して在宅生活を送るための支援を継続できたため、評価をBとしている。
					B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B		
		（３）福祉サービスの質の向上	33	福祉サービス事業者等に対する自己評価等への取組の指導	B			B			B			B			B			B	高齢、障害、子育て等の各分野において、福祉サービス事業所等への実地・運営指導を継続して実施した（実施事業所数：R3年度 30、R4年度 48、R5年度 45、R6年度 51、R7年度 50）。5年間を通じて継続的な指導体制が維持しており、各年度一定数の事業所・施設を対象として指導を行い、必要に応じて運営上の是正を促すことにより、適正な事業運営の確保とサービスの質の向上を図ることができていることから、評価をBとしている。
					B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B		
	4 福祉関係機関等との連携	（１）保健・医療・福祉関係機関との連携強化	34	連絡会議（ケース会議等）の実施	B			B			B			B			B			B	高齢、障害、児童、生活困窮、権利擁護等の各分野で連絡会議を継続して開催し、関係機関間での情報共有と支援方針の検討を行った。特に、自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）では5年間で142回のケース会議を開催、令和6年度開始の福祉総合相談窓口での困難ケース会議は9回開催し、必要な支援機関につなぐネットワーク形成に繋がった。個別の課題解決だけでなく、複雑・複合的な課題に対応する連携強化に繋がり、より効果的な相談支援業務が実現したことから、評価をBとしている。
					B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B		
		（２）ＮＰＯ、市民活動団体等との連携	35	NPO、市民活動団体等との連携による事業の実施	B			B			B			B			B			B	こども食堂ネットワーク協議会を通して、NPO・市民活動団体によるこども食堂運営や居場所づくりを積極的に支援（※再掲 Ｒ３年度：開催団体12団体、サポーター15会員→Ｒ７年度：登録団体15団体、サポーター16会員）するとともに、ボランティア派遣（R6年度延べ82人、R7年度延べ69人）により運営体制を拡充・安定させた。NPO・市民活動団体の柔軟な活動力を地域福祉に活かし、公的な福祉サービスだけでは行き届きにくい分野への支援を広げるとともに、関係機関等との連携も充実できたため、評価をBとしている。
					B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B		
		（３）就労支援団体・機関との連携	36	就労支援団体・機関との連携による低所得者、障害のある人等への支援	B			B			B			B			B			B	生活困窮者自立支援について、市、市社協、自立相談支援センター、ハローワーク等による支援調整会議を毎月開催し、関係機関間の情報共有と連携を継続した。物価高騰等の影響もあり支援ニーズが高まる中、自立相談支援事業では5年間で48,684件の相談に対応。複合的な課題を抱える相談者が増加し、住居確保給付金、家計改善支援、学習支援等も実施するなど、生活・就労・住居を一体的に支援する体制整備ができていることから、評価をBとしている。
					B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B		
		（４）住宅確保要配慮者への支援にかかる連携	37	住宅確保要配慮者への市営住宅の供給における配慮や「新たな住宅セーフティネット制度」の普及啓発	B			B			B			B			B			B	市営住宅では高齢者や障害者等を募集・選考時に優先するとともに、低層階やエレベーター付き住宅への入居枠を設けるなど、住宅確保要配慮者に配慮した住宅供給を継続した。新たな住宅セーフティネット制度については、国の居住支援協議会伴走支援プロジェクトに山口県と連名参加し、福祉部局、地域包括支援センター、相談支援事業所、市社協、不動産事業者等との複数回にわたる意見交換の実施に加え、山口県居住支援協議会主催セミナーに毎年度参加するなど、具体的な居住支援の仕組み構築に向けた検討を続けていることから、評価をBとしている。
					B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B		